

固定資産税の軽減、資金繰りの支援措置などメリット多数！！

先端設備等導入計画

新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ^(※)になります

※課税標準を市町村の条例で定める割合(ゼロ~1/2)を乗じて得た額とする

令和4年度末まで
期間延長決定！

News

市区町村の判断により、新規取得設備の 固定資産税が最大3年間ゼロになります！！

< 先端設備等導入計画とは？ >

- 中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。
- この計画は、市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。
- 認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。

以下に該当する経営者様はお気軽にご相談ください

- 生産性向上のための設備投資を予定している
- 金融支援を受けて設備投資したいと考えている
- 「ものづくり・サービス補助金」もしくは「IT導入補助金」の申請を検討している

支援措置の内容

固定資産税の軽減

3年間にわたって
ゼロ~1/2の間で
市町村が定めた割合
に軽減されます。

資金繰りの支援

金融機関から融資を受ける際、
信用保証協会による保証のうち、
普通保険等とは別枠での
追加保証が受けられます。

補助金における優先採択

一部の補助金において
優先採択
(審査時の加点)が
おこなわれます。



制度活用の流れ

① 制度の利用を検討、事前確認・準備

- 市区町村が「導入促進基本計画」を策定しているか確認します。
- 設備の取得日より前に「先端設備等導入計画」の認定が必要なため、活用にあたってはスケジュールを確認します。

② 「先端設備等導入計画」の作成

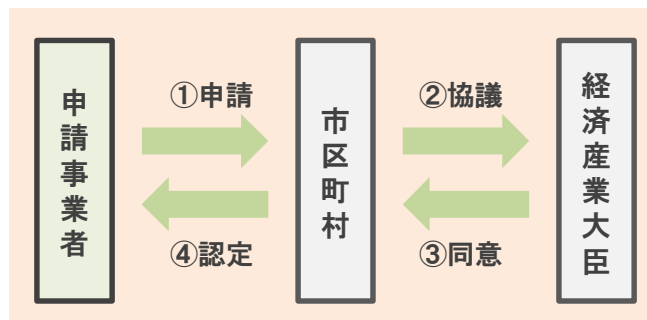
- 認定支援機関(当事務所)に確認を依頼します。
- 新規取得設備に係る工業会証明書発行を依頼します。

③ 「先端設備等導入計画」の申請・認定

- 市区町村長に計画申請書(必要書類を添付)を提出します。
- 認定を受けた場合、市区町村から認定書が交付されます。

④ 「先端設備等導入計画」の開始、取組の実行

- 税制措置、金融支援を受け、生産性向上のための取組を実行。



申請支援サービスのお申込み方法は裏面をご確認ください

先端設備等導入計画 申請支援サービスのご案内

アンケート

◆貴社の資本金を教えてください。 (円)

◆決算月を教えてください。 (月)

◆直近期末の売上を教えてください。 (円)

◆従業員数を教えてください。 (名)

◆事業内容を教えてください。 ()
(例) 自動車付属部品の製造

◆貴社が今後導入したい設備について教えてください。

導入時期 ()
(例) 2019年12月

導入設備名・型式 ()
(例) 三菱製全電動射出成形機/MF2000

設備投資金額 (円)

導入する事業所の所在地 ()
(例) 宮城県仙台市

●ご記入いただきました企業情報は当事務所にて厳重に管理し、本件以外の目的では使用いたしません。

**中山寿光税理士事務所では、
貴社の設備投資にかかる優遇措置の適用をサポートします!**

初回相談	無料	基本サービス	策定・申請・提出サポート 5万円(税別) 要件確認・確認書作成 1万円(税別)
オプションサービス	経営力向上計画の同時策定を お考えの場合はお申し出ください。	備考	・ 全ての業務にヒアリングが伴います。

ご芳名・法人名		電話番号	
住所		業種	
ご要望	<input type="checkbox"/> 先端設備等導入計画の申請支援を依頼する <input type="checkbox"/> 詳しく話が聞きたい		

<お申し込みはこちらまで FAX:06-6975-0417> 中山寿光税理士事務所
TEL:06-6972-6858 〒537-0012大阪府大阪市東成区大今里3-21-31

事業計画作成で、優遇税制や金融支援等が受けられる！

経営力向上計画 策定支援サービス



<経営力向上計画とは？>

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。

経営のパスポートは
取得済ですか？

経営力向上計画の3大メリット！

優遇税制

即時償却・税額控除 適用（中小企業経営強化税制）

経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得し、指定事業として導入した場合、法人税（個人事業主の場合は所得税）について、即時償却または税額控除を適用できます。

中小企業経営強化税制はA類型・B類型・C類型・D類型があります。

A類型：生産性向上設備（工業会から証明書が発行されます）

B類型：収益力強化設備（投資利益率が5%以上になることが見込まれること）

C類型：デジタル化設備（遠隔操作、可視化、自動制御化を可能にする設備）

D類型：経営資源集約化に資する設備

- ※ 1,500万円の設備投資の場合、取得価額1,500万円全額を損金算入、または最大150万円（取得価額の10%）を法人税・所得税から控除できます。
- ※ B・C・D類型はいずれも経済産業局から確認書を取得する必要があります。（別途申請が必要となります）

再編・統合等(M&A)に係る税負担の軽減

M&Aの際に発生する登録免許税・不動産取得税が軽減されます。（所有権移転の登記方法により税率が異なります）

- ※ 合併による不動産の所有権移転の登記の場合、通常0.4%⇒経営力向上計画認定0.2%に軽減

金融支援

日本政策金融公庫による低利融資

新事業活動促進資金を受けることで、政策公庫が掲げる基準金利に対し-0.6%の設備資金の融資を受けることができます。

- ※ 融資を受けられない場合もあります。

裏面のアンケートを
回答いただくと、
適用できる内容を
担当者が確認します

補助金加点

各種補助金の加点・優先採択

事業承継引継ぎ補助金・小規模事業者持続化補助金など審査時に加点を受けることができます。

- ※ 補助金によっては事前認定取得が必要なケースもあります。



アンケート

- 貴社の資本金を教えてください。 (千円)
- 決算月を教えてください。 (月)
- 直近期末の売上を教えてください。 (千円)
- 従業員数を教えてください。 (名)
- 事業内容を教えてください。 ()
(例) 自動車付属部品の製造
- 貴社が今後5年間で、取り組んでいきたい事項にチェックしてください。
また具体案があれば、内容についても教えてください。

従業員教育の強化 ()
(例) ジョブローテーションの導入により、職員の多能工化の推進を図る

設備・ITの導入 ()
(例) クラウド会計ソフトの導入により、経理の負担軽減を図る

費用管理の徹底 ()
(例) 生産管理のシステムを導入し、生産管理・費用管理を行っていく

●ご記入いただきました企業情報は当事務所にて厳重に管理し、本件以外の目的では使用いたしません。

経営力向上計画の策定は当事務所へお任せください

初回相談	無料	オプションサービス	B類型等の別途申請が必要なサポートについては、別途報酬が生じますのでお問い合わせください。
認定報酬	5万円(税別) ※認定取得できなかった場合は上記料金はいただきません。	備考	料金の支払いは計画が認定された後に一括でお支払いいただきます。
法人名		ご連絡先	
ご担当者名		業種	
住所	〒		
ご要望	<input type="checkbox"/> 認定申請を依頼したい <input type="checkbox"/> 認定申請について詳しく聞きたい		